# 8月1日、新市に向けて

市町村合併まで、あと31日。新しい『八代市』の誕生に向け、現在着々と準備が進んでいます。
今回は、保育料や乳幼児医療費などについて紹介します。

**問合せ**　市町村合併推進室　33－4168
Eメール　gappei@city.yatsushiro.kumamoto.jp

## 保育料

保育料は8月から次のとおり変更になります。

### 【3歳未満児】各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分・保育料

**【現在の保育料（月額：円）】**

| 国階層区分 | 階層区分 | 定義 | | H16年度 |
|---|---|---|---|---|
| 第1 | A | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） | | 0 |
| 第2 | B0 | 第1階層および第4～7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯で母子・障害児等（者）の世帯等 | 0 |
| | B1 | | 市町村民税非課税世帯（A・B0除く） | 6,000 |
| 第3 | C1 | | 市町村民税課税世帯（均等割のみ） | 12,000 |
| | C2 | | 市町村民税課税世帯（所得割あり） | 15,000 |
| 第4 | D1 | 第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 課税額32,000円未満 | 20,000 |
| | D2 | | 32,000円以上64,000円未満 | 24,000 |
| 第5 | D3 | | 64,000円以上112,000円未満 | 28,000 |
| | D4 | | 112,000円以上160,000円未満 | 35,000 |
| 第6 | D5 | | 160,000円以上408,000円未満 | 41,000 |
| 第7 | D6 | | 408,000円以上 | 44,000 |

**【新市での保育料（月額：円）】**

| 階層区分 | 定義 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|---|---|---|---|---|
| 第1 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） | 0 | 0 | 0 |
| 第2-1 | 市町村民税非課税世帯で在宅障害児（者）のいる世帯または母子世帯など | 0 | 0 | 0 |
| 第2-2 | 2-1以外の市町村民税非課税世帯 | 5,000 | 6,000 | 6,000 |
| 第3-1 | 市町村民税課税世帯（均等割のみ） | 10,000 | 11,000 | 12,000 |
| 第3-2 | 市町村民税課税世帯（所得割あり） | 12,000 | 13,000 | 13,000 |
| 第4-1 | 課税額32,000円未満 | 17,000 | 19,000 | 19,000 |
| 第4-2 | 32,000円以上64,000円未満 | 20,000 | 21,000 | 22,000 |
| 第5-1 | 64,000円以上80,000円未満 | 22,000 | 25,000 | 28,000 |
| 第5-2 | 80,000円以上112,000円未満 | 24,000 | 27,000 | 28,000 |
| 第5-3 | 112,000円以上160,000円未満 | 27,000 | 30,000 | 31,000 |
| 第6-1 | 160,000円以上200,000円未満 | 32,000 | 33,000 | 34,000 |
| 第6-2 | 200,000円以上408,000円未満 | 34,000 | 34,000 | 34,000 |
| 第7 | 408,000円以上 | 36,000 | 36,000 | 36,000 |

### 【3歳以上児】各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分・保育料

**【現在の保育料（月額：円）】**

| 国階層区分 | 階層区分 | 定義 | | H16年度 |
|---|---|---|---|---|
| 第1 | A | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） | | 0 |
| 第2 | B0 | 第1階層および第4～7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯で母子・障害児等（者）の世帯等 | 0 |
| | B1 | | 市町村民税非課税世帯（A・B0除く） | 4,000 |
| 第3 | C1 | | 市町村民税課税世帯（均等割のみ） | 9,000 |
| | C2 | | 市町村民税課税世帯（所得割あり） | 12,000 |
| 第4 | D1 | 第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 課税額32,000円未満 | 18,000 |
| | D2 | | 32,000円以上64,000円未満 | 22,000 |
| 第5 | D3 | | 64,000円以上112,000円未満 | 24,000 |
| | D4 | | 112,000円以上160,000円未満 | 31,000 |
| 第6 | D5 | | 160,000円以上408,000円未満 | 34,000 |
| 第7 | D6 | | 408,000円以上 | 36,000 |

**【新市での保育料（月額：円）】**

| 階層区分 | 定義 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
|---|---|---|---|---|
| 第1 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） | 0 | 0 | 0 |
| 第2-1 | 市町村民税非課税世帯で在宅障害児（者）のいる世帯または母子世帯など | 0 | 0 | 0 |
| 第2-2 | 2-1以外の市町村民税非課税世帯 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| 第3-1 | 市町村民税課税世帯（均等割のみ） | 8,000 | 9,000 | 10,000 |
| 第3-2 | 市町村民税課税世帯（所得割あり） | 10,000 | 11,000 | 11,000 |
| 第4-1 | 課税額32,000円未満 | 15,000 | 17,000 | 17,000 |
| 第4-2 | 32,000円以上64,000円未満 | 18,000 | 19,000 | 20,000 |
| 第5-1 | 64,000円以上80,000円未満 | 19,000 | 22,000 | 25,000 |
| 第5-2 | 80,000円以上112,000円未満 | 22,000 | 24,000 | 25,000 |
| 第5-3 | 112,000円以上160,000円未満 | 23,000 | 26,000 | 27,500 |
| 第6-1 | 160,000円以上200,000円未満 | 24,000 | 27,000 | 30,000 |
| 第6-2 | 200,000円以上408,000円未満 | 25,000 | 29,000 | 30,000 |
| 第7 | 408,000円以上 | 26,000 | 30,000 | 32,000 |

## 乳幼児医療

乳幼児医療費助成は、次表のとおり変更になります。
所得制限はなくなり、合併前に受けた医療費に対する助成は、現行のとおり支給されます。

**現在の助成額**

| | | |
|---|---|---|
| 0～2歳 | | 一部負担金の全額 |
| 3歳 | 課税世帯 | 一部負担金のうち3,000円を超える額 |
| | 非課税世帯 | (通院)一部負担金のうち1,020円を超える額<br>(入院)一部負担金のうち2,040円を超える額 |
| 多子世帯幼児 | 課税世帯 | (入院)一部負担金のうち3,000円を超える額 |
| | 非課税世帯 | (入院)一部負担金のうち2,040円を超える額 |

※多子世帯幼児…零歳から十八歳（十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日まで）の子どもを三人以上有する世帯の四歳から就学前の人

**新市の助成額**

| | |
|---|---|
| 0～3歳 | 一部負担金の全額 |
| 4歳～就学前 | (通院)一部負担金のうち1,020円を超える額<br>(入院)一部負担金のうち2,040円を超える額 |

## 各種検診

【各種検診事業】
現行のとおり（基本健診ほか十二種類）保健センターで実施します。
検診の自己負担額は、現行のとおりです（次表参照）。
そのほかの検診自己負担額は、検診料の三割程度となります。

| 検診項目 | | 自己負担額 |
|---|---|---|
| 基本健診 | 集団検診 | 1,300円 |
| | 施設検診 | 2,400円 |
| 胸部検診<br>※結核検診は、法改正により廃止となり、胸部検診として実施 | | X線のみ　300円 |
| | | X線＋痰　1,000円 |

## 合併後のごみ出しは、今までと同じです

◎「燃えるごみ」「資源の日」の収集日程に変更はありません。
◎合併後も「有料指定袋（燃えるごみ専用）」の販売価格は変わりません。
◎合併前に購入した有料指定袋は、そのまま使えます。
◎「資源の日」の分別方法も変わりません。

**【注　意】**
◆坂本村、鏡町、千丁町、東陽村、泉村で使われているごみ袋は、合併後、現在の八代市内の集積所には出せません（出されても違反ごみとして収集しません）。
◆また、八代市有料指定袋では、各町村の集積所に出すことはできません。

**問合せ**　清掃センター　32－4675

## 合併する意義とは

現在、六市町村の人口は約十四万人ですが、十年後には約十三万人に減少し、六十五歳以上の占める割合は二九・五％となり、国（二六・〇％）や県（二七・五％）の平均を上回ることが予想されます。
また、景気の先行きが不透明なため、税収や地方交付税などの財源状況は厳しさを増すことが予想され、個々の市町村で地域の活力を維持したり、福祉などのサービスを維持していくことが困難な状況になりつつあります。
そこで、市町村合併を行うことによって、財政基盤の強化や多様化する行政サービスの維持・向上などを推進することが可能になります。

**合併の効果**
行政経費の削減や地方交付税臨時財政支援措置などの財政支援の活用があります。

**代表的な行政経費の削減**
▼一般職員削減（十一年間で約二百人）…約七十八億円
▼市町村長・助役・収入役・教育長・監査委員削減…約二十八億円
▼議会議員削減（定数三十四人）…約二十八億円

**＜参考＞　八代地域６市町村比較**

| | 人口（人） | 総面積（km²） | 歳出決算額（億円） | 議員定数（人） | 職員数（人） |
|---|---|---|---|---|---|
| 八代市 | 106,141 | 146.71 | 374 | 32 | 861 |
| 坂本村 | 5,771 | 162.82 | 47 | 14 | 90 |
| 千丁町 | 6,989 | 11.18 | 30 | 12 | 90 |
| 鏡町 | 16,174 | 28.24 | 58 | 18 | 169 |
| 東陽村 | 2,805 | 64.56 | 30 | 10 | 53 |
| 泉村 | 2,775 | 266.59 | 34 | 12 | 74 |
| 合計 | 140,655 | 680.10 | 573 | 98 | 1,337 |

・人口・総面積…平成十二年度国勢調査
・歳出決算額…平成十五年度決算
・議員定数…平成十六年四月一日現在
・職員数…平成十六年度定員管理調査

合併後の将来像を示した「新市建設計画（概要版）」は、４月に広報やつしろと一緒に配布しています。また、八代地域市町村合併協議会ホームページhttp://www.8shiro8.net/newhome/index.htmからもダウンロードができます。